

北薩感染症情報

2026年第25週(6月15日～6月21日)

【問い合わせ先】 〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228番地1

北薩地域振興局保健福祉環境部(川薩保健所)健康企画課

電話 0996-23-3165 FAX 0996-20-2127

E-メール kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp

川薩・出水保健所における定点報告疾患

◎: 警報レベル ○: 注意報レベル

定点種別	対象疾患	警報レベル			注意報レベル	川薩保健所管内					出水保健所管内				
		開始基準値	終息基準値	基準値		前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点あたり報告数	前週からの増減	警報注意報	前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点あたり報告数	前週からの増減	警報注意報
		定点あたり報告数													
急性呼吸器感染症(ARI) 定点	急性呼吸器感染症	-	-	-	208	187	62.33	↓	-	57	77	38.50	↑	-	
	インフルエンザ	30.0	10.0	10.0	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	-	-	-	65	47	15.67	↓	-	5	10	5.00	↑	-	
小児科定点	RS	-	-	-	2	5	2.50	↑	-	-	-	-	→	-	
	咽頭結膜熱	3.0	1.0	-	1	-	-	↓	-	1	-	-	↓	-	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.0	4.0	-	1	4	2.00	↑	-	3	3	3.00	→	-	
	感染性胃腸炎	20.0	12.0	-	2	10	5.00	↑	-	-	3	3.00	↑	-	
	水痘	2.0	1.0	1.0	-	-	-	→	-	-	1	1.00	↑	○	
	手足口病	5.0	2.0	-	52	23	11.50	↓	◎	20	19	19.00	↓	◎	
	伝染性紅斑	2.0	1.0	-	3	2	1.00	↓	◎	1	-	-	↓	-	
	突発性発疹	-	-	-	1	1	0.50	→	-	-	-	-	→	-	
	ヘルパンギーナ	6.0	2.0	-	4	2	1.00	↓	-	2	5	5.00	↑	-	
	流行性耳下腺炎	6.0	2.0	3.0	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.0	0.1	-	-	-	-	→	-	/	/	/	/	/	
	流行性角結膜炎	8.0	4.0	-	2	4	4.00	↑	-	/	/	/	/	/	
基幹定点	細菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	無菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	マイコプラズマ肺炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	クラミジア肺炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに属する	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
指定医療機関からのインフルエンザ入院報告		-	-	-	-	-	/	→	-	-	/	/	→	-	
指定医療機関からのCOVID-19入院報告		-	-	-	-	-	/	→	-	-	/	/	→	-	
報告数合計		-	-	-	341	285	/	↓	/	89	118	/	↑	/	

<注意報・警報レベル>

- ・川薩保健所管内 手足口病、伝染性紅斑(警報レベル)
- ・出水保健所管内 手足口病(警報レベル)、水痘(注意報レベル)

<全数報告>

- ・川薩保健所管内 結核1件
- ・出水保健所管内 なし

疾病別各保健所定点当たり報告 直近10w分(男女合計)

 警報レベル 注意報レベル

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	川薩保健所管内推移 (定点あたり報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				16W	17W	18W	19W	20W	21W	22W	23W	24W	25W
急性呼吸器 感染症(ARI) 定点	急性呼吸器感染症	—	—	51.00	52.33	69.67	46.33	63.33	69.00	51.00	79.33	69.33	62.33
	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	—	—	—	—	—	0.67	2.00	4.33	6.67	13.00	21.67	15.67
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	—	0.50	1.50	—	1.00	1.00	3.00	1.50	1.00	2.50
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	0.50	—	1.50	—	—	0.50	0.50	1.50	0.50	—
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	2.00	2.00	2.00	—	2.00	4.50	1.00	—	0.50	2.00
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	3.50	2.00	8.50	0.50	6.50	4.50	5.00	4.50	1.00	5.00
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	0.50	0.50	0.50	—	—	—	—	—	—
	手足口病	5.00/2.00	—	3.00	0.50	0.50	1.50	2.00	4.00	2.50	10.00	26.00	11.50
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	0.50	1.50	0.50	1.00	1.50	3.00	0.50	2.00	1.50	1.00
	突発性発疹	—	—	0.50	1.50	1.00	0.50	—	0.50	—	0.50	0.50	0.50
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	1.00	0.50	—	1.00	—	2.00	2.00	1.00
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.00/0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	流行性角結膜炎	8.00/4.00	—	4.00	2.00	7.00	2.00	2.00	4.00	4.00	2.00	2.00	4.00
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	出水保健所管内推移 (定点あたり報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				16W	17W	18W	19W	20W	21W	22W	23W	24W	25W
急性呼吸器 感染症(ARI) 定点	急性呼吸器感染症	—	—	24.50	34.00	45.50	26.50	39.50	37.50	27.00	35.50	28.50	38.50
	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	2.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	—	—	—	0.50	1.50	—	1.00	0.50	—	—	2.50	5.00
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	1.00	1.00	—	—	—	1.00	—	—	—	—
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	1.00	1.00	1.00	6.00	1.00	1.00	2.00	—	1.00	—
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	4.00	8.00	10.00	2.00	7.00	3.00	4.00	2.00	3.00	3.00
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	—	2.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	—	3.00
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00
	手足口病	5.00/2.00	—	—	—	—	—	1.00	9.00	7.00	8.00	20.00	19.00
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	1.00	2.00	—	2.00	—	—	—	—	1.00	—
	突発性発疹	—	—	—	1.00	2.00	—	—	1.00	4.00	1.00	—	—
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00	2.00	2.00	5.00
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第25週は川薩保健所及び出水保健所管内で手足口病が警報レベルとなっています。また、川薩保健所管内では伝染性紅斑も警報レベル、出水保健所管内では水痘が注意報レベルとなっています。

6/21(日)～27(土)はハンセン病問題を正しく理解する週間です！

ハンセン病とは

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで引き起こされる感染症の一種です。かつては「癩」と呼ばれていましたが、差別的なイメージがつきまとうことから、現在はらい菌を発見したアルマウル・ハンセンにちなんで「ハンセン病」と呼ばれています。



ハンセン病問題を正しく理解する週間について

ハンセン病元患者やその家族の方々の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する問題があり、その解決を促進するためには、ハンセン病であった方々等に対する差別と偏見のない社会の実現に向けた、継続的な取組が必要です。

そこで、平成21年度から、厚生労働省が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」として定めた6月22日を含む日曜日からの一週間を、県の「ハンセン病問題を正しく理解する週間」と定め、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発、差別・偏見の解消に努めるとともに、これらの方々の名誉の回復を図ります。

ハンセン病についての正しい理解

- ・ハンセン病は、らい菌という細菌による感染力の弱い慢性の感染症です。主に皮膚や末梢神経が侵される病気で、後遺症が残ることもあったため、差別や偏見の対象とされてきました。
- ・1943年(昭和18年)に米国で優れた治療薬が開発されてからは、不治の病から完全に治る病気になりました。
- ・衛生状態や栄養状態が改善した現在の日本においては、ハンセン病に感染する可能性はほとんどありません。

親子で療養所を訪ねてみませんか

県では、親子でハンセン病療養所訪問を希望される方々を募集します。

鹿児島県内には、2か所のハンセン病療養所があります。

ハンセン病は治っているにも関わらず、今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされており、県内の入所者の平均年齢は90歳を超えています。

施設見学や入所されている方との交流等とおして、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

○訪問日程・対象及び募集期間

	星塚敬愛園（鹿屋市）	奄美和光園（奄美市）
実施日	令和8年7月28日（火）	令和8年8月6日（木）
募集対象	○小・中学生、高校生と その保護者15組程度 } 先着 ○小・中学校等の教師等 } 40名	○小・中学生、高校生と その保護者10組程度 } 先着 ○小・中学校等の教師等 } 25名
日程概要	7:45 県庁集合 10:00 星塚敬愛園着 10:10～14:45 敬愛園内で見学・交流 納骨堂にて献花・焼香 15:00 星塚敬愛園発 17:00 県庁解散	13:00 奄美和光園集合 13:20～15:55 和光園内で見学・交流 納骨堂にて献花・焼香 職員による講話 16:00 奄美和光園解散
募集期間	令和8年6月8日（月）～7月10日（金）	

- ※ 参加料は無料です。（集合場所までの交通費は自己負担）
- ※ 星塚敬愛園の場合
 - ・参加者は、現地集合、現地解散も可能です。（現地集合時間：9:45）
 - ・昼食は各自でご準備ください。
 - ・入所者の方々との交流は、会議室等でグループ形式での交流になります。
- ※ 申込者が多数の場合は、親子を優先します。

○申込方法

電話、FAX、Eメールのいずれかにより、訪問施設名、住所、参加者全員の氏名（ふりがな）、年齢、職業（又は学年）、電話番号（自宅・携帯等）、今までの参加経験の有無、集合場所等を記入又は連絡して、申し込んでください。（裏面申込書参照）

○申込先

鹿児島県庁保健福祉部健康増進課 ハンセン病問題担当 田島
・住所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
・電話 099-286-2720（直通）
・FAX 099-286-5556
・Eメール yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

・ハンセン病かん者の方が何も悪くないのに差別されていたと知って、自分たちはこれから絶対そんなことをしないようにしたいと思った。
・自分の知らなかったことを多く知れて良い機会だったと思う。
（参加者の感想）



※決定は、7月中旬から下旬頃に文書等で連絡します。

【「ハンセン病問題を正しく理解する週間」についてお知らせ】

令和8年6月21日（日）～27日（土）

なぜ、ハンセン病であった方々やその御家族が偏見・差別を受けてきたのか、ハンセン病やハンセン病問題の歴史について正しく理解することが、問題解決の第一歩です。

※県内4カ所で展示をします。詳細は県のホームページをご覧ください。

鹿児島県ホームページ

鹿児島県／親子でハンセン病療養所を訪ねてみませんか

手足口病について

参考資料

手足口病 | 厚生労働省 | 厚生労働省

感染経路: 飛沫感染、接触感染、糞口感染（便と一緒に排泄されたウイルスが口に入って感染すること）

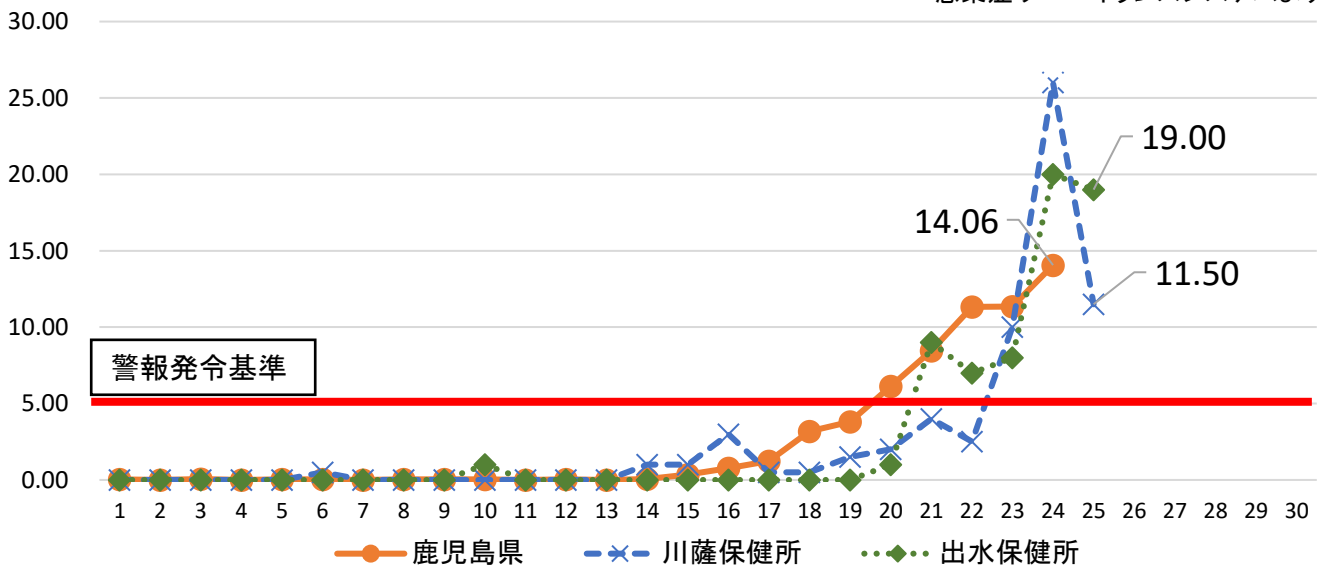
※特に、手足口病にかかりやすい年齢層の乳幼児が集団生活をしている保育施設や幼稚園等では注意が必要です。

潜伏期間: 3～5日

症 状: 口の中、手のひら、足底や足の甲等に2～3mmの水疱を伴う発しんが出ます。

予防方法: 手洗いをしっかりと行い、タオルの共有は避け、排泄物を適切に処理する。
手足口病は治った後も比較的長い期間便の中にウイルスが排泄され、また、感染しても発病しないままウイルスを排泄している場合もあると考えられることから、日頃からのしっかりと手洗いが大切です。

定点あたりの報告数(手足口病)



鹿児島県内でも第20週から手足口病の定点あたりの報告数が警報発令基準の5.00を超えたことから、5月21日に県下に**手足口病流行発生警報**が発令されました。

川薩保健所では第23週から、出水保健所管内では第21週から警報レベルに達しています。

感染予防対策を行い、拡げないよう、務めましょう。